

令和5年度(令和6年度実施)事務事業評価

事業整理番号	0601	- 12
--------	------	------

事務事業名	成年後見制度利用促進事業	担当組織	福祉部	福祉総務課
-------	--------------	------	-----	-------

事業特性

	事業開始年度	4年度	事業終了年度		計画／一般	一般	計画事業No.	3-	1-	3-	2
	単独／補助	国・都補助事業	運営形態	一部業務委託	関連するSDGsゴール						
事業を構成する予算事業	①	成年後見制度利用促進事業経費			②						
	③				④						
	⑤				⑥						

政策体系(令和5年度基本計画)

地域づくりの方向	すべての人が地域で共に生きていけるまち	政策	地域福祉の推進			
施策	福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進	政策番号	3-1-3			
関連する個別計画	豊島区地域福祉保健計画	計画策定年度	令和5年度	計画期間	令和6～11年度	

1. 事業の概要・指標の達成状況

(1)実施の対象 (具体的に記載)		区民							
(2) 事業の目的・ 期待する効果		「豊島区成年後見制度利用促進基本計画」に則り、区民一人ひとりの権利が守られ、自分らしく暮らし続けるこ とができる地域共生社会の実現のため、制度周知、利用促進を図る。							
(3)事業概要		制度の周知啓発、関連講座の開催、相談業務等を豊島区民社会福祉協議会に委託する。							
(4) 目標の 達成 状況	5年度の 取組内容 5年度に 実施した 具体的な 業務内容	・広報として特集号掲載、制度周知パンフレット等の区立施設等への配付 ・利用促進に向けた専門職団体・社会福祉協議会との打合せ ・豊島区権利擁護支援方針検討会議の実施(月2回、計24回) ・豊島区成年後見等利用促進協議会の開催(7、1月)							
	成果指標 事業目標 の 達成度	成果指標	目指す 方向性	単位	4年度 (実績)	5年度 (計画) (実績) (達成率)		6年度 (計画値)	
		① 後見支援相談件数	→	件	42	50	26	52.0	50
		② 権利擁護検討件数	↗	件	—	60	67	111.7	60
		③							
	指標の説明	社会福祉協議会で実施している権利擁護に関する相談のうち、成年後見制度利用相談の年間件数 権利擁護支援方針検討会議で検討を行った年間件数							
達成状況	一部未達成	未達成または 一部未達成の理由	後見支援相談件数は、相談内容により社協や区民後見人が弁護士にアドバイスを求めるための件数で あり、相談の内容によって件数が左右されるため必ずしも数値が向上していくものではないため						
(5) 取組 実績	活動指標 事業の 実施状況	活動指標	目指す 方向性	単位	4年度 (実績)	5年度 (計画) (実績) (達成率)		6年度 (計画値)	
		① 利用促に関する講座等の年間開催回数	→	回	5	5	5	100.0	5
		②							
		③							
	指標の説明	成年後見制度の概要等の講演会や講座の年間開催件数							
	達成状況	達成	未達成または 一部未達成の理由						

2. 事業費の推移

単位		4年度		5年度			6年度	
(金額の項目:千円 人数の項目:人)		予算	決算	予算	決算	執行率	予算	増減 (R5決算比)
事業費	A	14,531	14,531	21,532	20,642	95.9%	21,532	890
財源内訳	国、都支出金	5,123	5,070	9,048	7,702		9,049	1,347
	使用料・手数料	0	0	0	0		0	0
	地方債・その他	0	0	0	0		0	0
	一般財源 C=A-B	—	9,461	—	12,940		12,483	-457
正規職員人数※小数点第1位まで		0.5	名	0.5	名		0.5	名
会計年度人数※小数点第1位まで		0.0	名	0.0	名		0.0	名

3. 総合評価及び令和6年度以降に向けての対応・改善策

(1)令和5年度成果と課題	【指標の達成状況(a)】 →S、A、B、C、Dの5段階で評価	B	根拠	指標の目標を概ね達成しているため			
	※上記の達成状況を踏まえ、評価及びその根拠を記載してください。 ※以下の欄には、①目標に対する成果結果の課題、②指標以外の数値では測れない効果について記載してください。						
①目標に対する成果状況を踏まえた課題							
・早期に本人の意思を尊重した権利擁護支援につなげるため、成年後見制度の普及・啓発に努める。 ・親族後見人支援を円滑に構築するため、窓口である社会福祉協議会との課題の共有を積極的に行う必要がある。							
②指標に表れない事業の成果(指標以外の成果)							
(2)業務(事務)改善に向けての取り組み	【業務(事務)改善に向けての取組み(b)】 S、A、B、Cの4段階で評価 ⇒	A	根拠	豊島区権利擁護支援方針検討会議や利用促進協議会を開催したため			
	※下の確認事項の内容を踏まえ、齟齬がないよう評価及び根拠欄に記載してください。 ※昨年度に何らかの対応、改善を行い、事業を大きく前進させる成果があった場合のみ「S」評価としてください。						
	①目標に対する成果状況を踏まえた課題(再掲)						
	・早期に本人の意思を尊重した権利擁護支援につなげるため、成年後見制度の普及・啓発に努める。 ・親族後見人支援を円滑に構築するため、窓口である社会福祉協議会との課題の共有を積極的に行う必要がある。						
	②現状の実施状況における所管課の認識						
	事業の中に環境変化に合わなくなったものはあるか。	無	選択した理由	「有」の場合は対応策も記載。			
	直営や委託等の様々な手法を比較検討しているか。	有	選択した理由	社会福祉協議会はH19年度に都成年後見制度推進機関に位置付けられ制度利用の支援を行っているため等団体への委託が適している。			
	サービスに係るコストは適正か	適正	選択した理由	実施事業毎に金額を積算し、委託料を決定している。			
	統合した方が効率的にできる可能性のある事業はあるか。	無	(有の場合)事業名				
	③上記①、②を踏まえた所管課の対応実施状況						
対応、改善を既にを行った	はい	はい	取組内容及び効果	豊島区権利擁護支援方針検討会議では具体的なケース検討の場を設けた。また、利用促進協議会では制度の普及啓発への意識の共有などを行ったため。	予算措置	有	
はい・いいえどちらも(はいの場合は更なる対応・改善の予定)							
対応、改善の予定	無	無	対応、改善の予定がない理由	令和5年に事業の拡充を実施済みのため			
有	対応、改善の内容				予定時期		
	予算措置	無	有	予算措置を伴わない実施との比較検討	予算措置を伴う理由		
(3)必要性/優先度	【区が実施する必要性(c)】 S、A、B、Cの4段階で評価 ⇒	A	根拠	成年後見制度の利用の促進に関する法律			
	※下の確認事項を踏まえ、齟齬がないよう評価及び根拠欄に記載してください。 ※「区の他の事業より注力すべき事業」または「区民ニーズが大幅に増加している」の場合のみ「S」評価としてください。						
	①区が実施する理由(複数選択可)						
	☐ 区の他の事業より注力すべき事業である。 ※部の主要課題のうち、特に優先すべき事業の場合チェック			☐ 法律の要請を受けて行う事業である。			
	☐ 民間事業者等に同様のサービスがない。			☐ その他(理由)			
	②区民ニーズ						
	区民ニーズを表す指標	無	有	指標番号(成果)		指標番号(活動)	
				推移		推移	
	有・無どちらも						
	区民ニーズに対する認識	任意後見人の委託件数等が区民ニーズを図る指標にあたると考えられえが、把握する方法がない。					
総合評価(d)=a+b+c		ランク2					

4.【前年度事務事業評価対象事業のみ】改善に向けた取組内容について

(前年度事務事業評価表)4「所管課の認識・R5年度以降の対応」を記載	・権利擁護支援方針検討会議の開催 ・令和6年度「地域保健福祉計画」への統合検討 ・成年後見等利用促進協議会の開催
上記の改善に向けて取り組んだ内容を記載(未着手の場合には理由を記載)	・権利擁護支援方針検討会議を開催した(計24回) ・豊島区成年後見制度利用促進基本計画を「豊島区地域保健福祉計画」(令和6年度～11年度)へ統合した ・成年後見等利用促進協議会を開催した(計2回)
改善に向けた取組内容についての自己評価 (e)	予定通りに進んだ 根拠 当初の計画通りに実施できたため

5. 令和6年5月末時点の状況

① 令和6年度当初の課題・ニーズ	令和5年度に実施した成年後見等利用促進協議会、権利擁護支援方針検討会について、運営方法等をさらに改善したうえでさらなる体制整備が必要である。
② 国・都の動き(関係法令の改正・補助金の創設・方針の変更など)	・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月13日施行) ・成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定) ・第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年3月25日閣議決定)
③ 令和6年度の方向性・取組方針(事業展開)	・成年後見制度事務の手引き改定による運用の見直し及び関係各部署との連携強化 ・「成年後見等利用促進協議会」「権利擁護支援方針検討会議」の開催 ・広報誌やパンフレット、講演会等で任意後見等も制度周知強化
④ 令和6年度の事業進捗状況	・社会福祉協議会との課題の整理・共有のため打合せを実施 ・権利擁護支援方針検討会議の開催
⑤ 区民等からの事業に対する意見・要望	なし
⑥ 上記⑤に対する対応	なし

-----以降の項目は、評価内容を踏まえて管理職が記載してください-----

今後の事業費予算要望（f）	現状維持	根拠	事業の実施状況を見て検討する
今後の事業の方向性（d+e+f） （現状の評価および施策評価を踏まえた評価）	A	※eは該当の事業のみ加味	
上記判断と今後の事業の方向性を踏まえ、令和6年6月以降に向けての対応を記載（改善方法、課題への対応など）			
成年後見制度の認知度について、「言葉も内容も知っている」人は28.6%、自分や家族が成年後見制度を「利用したい」人は14.1%であった（対象者：75歳以上の区民／R5. 3 地域保健福祉計画改定のための区民意識・意向調査）。専門職や関係機関、地域の様々な主体と連携して、制度の普及・啓発を図るため、成年後見等利用促進協議会の開催等の取組を行う。 制度の利用を促進するためには、成年後見制度を含む権利擁護支援の窓口である社会福祉協議会との連携が重要である。成年後見等利用促進協議会の運営方法等を改善し、区民一人ひとりの権利擁護を推進する。			